



平成 26 年 10 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 SOL Holdings
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 淳
(JASDAQ・コード 6636)
問合せ先 取締役管理部長 中原 麗
電話 03-3449-3939

ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 5 日付「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）」及び平成 25 年 10 月 1 日付「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途変更に関するお知らせ」にて公表したライツ・オフアリングによる第 2 回新株予約権の行使による調達した資金の使途につきまして下記のとおり変更が生じたのでお知らせいたします。

記

1. 資金使途変更の理由

当社は、平成 25 年 3 月期より、新たな事業として、インドネシアにおいてスーパーソルガム（遺伝子組み換えではなく、ゲノム育種により、その収量や搾汁糖度を高めたソルガム（イネ科の植物）のこと。以下同じ。）から生成されるソルガム糖液やバイオエタノールを活用したバイオ燃料事業を開始することとし、平成 24 年 9 月から、インドネシアのインドネシア科学院（Indonesian Institute of Science 以下、「LIPI」という）と LIPI の研究施設内においてスーパーソルガムを活用したバイオ燃料に関する共同研究を開始しました。

平成 25 年 2 月には、LIPI により、当該研究に基づく実証実験結果報告会が開催され、スーパーソルガムがサトウキビ等に比べ 3 倍～4 倍の収穫量が見込めること、バイオエタノール換算においても 3 倍～4 倍の生産予想量の実証されたことが報告され、これを契機に、当社は、東南アジア地域を中心に各国よりスーパーソルガムに関する複数のお問い合わせをいただくこととなりました。

さらに、当社は、平成 25 年 5 月 17 日付で、PT. Samirana Surya Semesta(以下、「サミラナ」という)との間で、インドネシアにおけるスーパーソルガムを活用した大規模ソルガム農場の構築、ソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラントの建設・運営等を行うためのジョイントベンチャー（以下、「本件 JV」という）の設立及び運営に関し、ジョイントベンチャー契約（以下、「本件 JV 契約」という）を締結し、これに関連して、①スーパーソルガム種子の購入、②本件 JV の運転資金（人件費及び土地の賃借料等）、③本件 JV によるソルガム糖液プラントの建設費用の一部、④本件 JV によるバイオエタノールプラントの建設費用の一部、及び⑤株式会社日本ソルガムの株式取得に充当するため、平成 25 年 6 月 5 日開催の当社取締役会決議に基づき第 2 回新株予約権の発行（ライツ・オフアリング）による資金調達（以下、「本件ライツ・オフアリング」という）を実施いたしました。

かかる状況の中、平成 25 年 9 月初旬にサミラナより、ソルガム糖液及びバイオエタノール事業に先立ち、バイオマス発電事業を行い、その収益をもって、ソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラント開発を行いたい旨打診があり、当社は、バイオマス発電事業の将来性や、本件 JV に関する事業計画を変更してバイオマス発電事業の収益によってソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラント開発を当初予定よりも後倒しすることについて検討を行いました。その結果、当社としても、上記打診のとおりバイオマス発電事業についての収益性が確認できたこと、及び、種子販売事業については平成 25 年 9 月初旬にインドネシアの政府関係機関や民間企業、オーストラリアやメキシコの企業等から、長期で大規模なスーパーソルガム種子の購入に関する営業交渉が増加し、複数品種で大量の種子の

需要が求められる状況が生まれていたこと等に鑑みて、本件 JV の事業計画を変更することに同意し、平成 25 年 9 月 30 日付で、サミラナとの間で、本件 JV 契約の変更に関する覚書を締結いたしました。

このような、本件ライセンス・オフアリングの実施を決定した時点では想定できなかった、種子販売事業及び本件 JV 計画の変更を取り巻く急激な変化（具体的には、①スーパーソルガムの需要の増大に対応すべく大量の種子生産を行う必要性が生じたこと、②スーパーソルガムの種子を大量に生産するためには、種子生産のための圃場の確保など一定の時間が必要であったこと等）に鑑み、当社は、平成 25 年 9 月 30 日開催の取締役会において、種子販売事業及び本件 JV 事業を含む、当社バイオ燃料事業の長期的な発展と投資効率を考慮し、本件ライセンス・オフアリングによる調達資金の用途について、本件 JV でのプラント建設費用を縮小したうえで、元より契約予定であったスーパーソルガム種子の購入契約を前倒しにするとともに規模を拡大し、スーパーソルガム種子の購入のための費用に充当することといたしました。その後スーパーソルガム種子の購入費用として平成 25 年 10 月に 200 百万円、平成 25 年 12 月に 90 百万円を本件ライセンス・オフアリングにて調達した資金から充当しており、未充当の調達資金は 170 百万円（JV によるスーパーソルガムの種子の購入費用（当社負担分）30 百万円、JV 運転資金（人件費及び土地の賃借料等）40 百万円、JV によるバイオマス発電事業プラント建設費用の一部 100 百万円）となりました。

一方、当社の平成 26 年 3 月末の現預金残高は 146 百万円であり、収入としては、平成 26 年 4 月末に手形決済による収入 100 百万円（総額 300 百万円のうち、200 百万円は株式会社リアルビジョンからの借入金の返済原資として予定していたため）、平成 26 年 5 月末までにベトナムにおけるスーパーソルガム種子の販売代金の収入 139 百万円、平成 26 年 7 月末に関係会社への貸付金の返済額 135 百万円を予定（合計 520 百万円：平成 26 年 3 月末残高 146 百万円、収入 374 百万円）していたため、当該収入による補填を前提として、ライセンス調達資金の未支出残高 170 百万円のうち、142 百万円について、79 百万円を 4 月末までの SOL の運転資金として転用し、63 百万円を 4 月の株式会社スーパーソルガムの運転資金として同社に貸し付けました。

しかしながら、①手形の不渡りにより当初予定していた収入（100 百万円）がなかったこと、②ベトナムにおけるスーパーソルガムの販売代金については種子の輸入許可の取得に時間を要し平成 26 年 5 月においても種子の輸入許可が取得できず、スーパーソルガムの最適播種時期までの納品ができなかったことから、売上による収入（139 百万円）が得られなかったこと、③予定していた関係会社への貸付金の返済額が当該関係会社の主要顧客の売掛入金サイトの変更等により減額（当初予定 135 百万円に対し 40 百万円の返済、95 百万円の減額）となったことから、当該収入による補填が難しい状況となり、ライセンス調達資金から転用した 142 百万円について資金用途の変更をおこなうことといたしました。

平成 25 年 10 月 1 日付「ライセンス・オフアリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金用途変更に関するお知らせ」にて変更した資金の用途の目的であるサミラナとのバイオマス発電事業については、事業計画や圃場の選定等引き続き協議を重ねております。詳細が決定次第、当該バイオマス発電事業を開始する予定です。また、当該資金の用途である①JV によるスーパーソルガムの種子の購入費用（当社負担分）（支出予定金額 30 百万円 支出予定時期平成 27 年 9 月）、②JV 運転資金（人件費及び土地の賃借料等）（支出予定金額 40 百万円 支出予定時期本件 JV 設立以後～平成 28 年 3 月）及び③JV によるバイオマス発電事業プラント建設費用の一部（支出予定金額 100 百万円 支出予定時期平成 26 年 9 月～平成 28 年 3 月）（合計 170 百万円）のうち今回の資金用途の変更による不足額（142 百万円）の手当てについては、平成 27 年 3 月期第 4 四半期より開始する予定の日本国内食品メーカーの現地法人向け糖液事業の売上金（平成 27 年 3 月期 315 百万円、平成 28 年 3 月期 1,800 百万円を予定）を計画しており、また、支出時期につきましても、事業計画、圃場の選定等の詳細が決定次第事業の開始となるため、②JV 運転資金（人件費及び土地の賃借料等）にかかる支出予定時期を平成平成 27 年 9 月～平成 28 年 3 月頃に、JV によるバイオマス発電事業プラント建設費用の一部にかかる支出予定時期を平成 27 年 9 月頃～平成 28 年 8 月頃に変更いたします。また、当該資金用途の変更による本件 JV によるバイオマス発電事業に対する影響はないものと判断しております。しかしながら糖液事業における販売先である日本国内食品メーカーの現地法人と締結した「糖液の評価に関する秘密保持契約」につきましても、平成 26 年 8 月 31 日で評価期間は終了し、当該契約は失効していますが、現在再契約に向けた交渉中です。また、同法人から評価作業は現在も続いていると聞いており、今後、評価が完了次第、当社は売買契約

締結に向けて価格及び数量の協議をおこなう予定です。当該糖液事業が予定通りに進捗しなかった場合には、サミラナとのバイオマス発電事業の開始時期や売上計上時期が遅延する可能性があります。

なお、本件 JV によるバイオマス発電事業に対する影響がなく一時的な残高の不足であっても、当該調達資金が外部に流出していることから、ライツ・オフリングによって調達した資金使途の変更を行うことといたしました。

当該資金使途の変更による当期業績への影響はないものと予想しております。来期以降の業績への影響及び中期経営計画への影響については現在精査中であり、判明次第お知らせいたします。

2. 資金使途変更の内容

変更箇所は、下線を付しております。

(変更前)

使途の内容	支出予定金額	支出予定時期
スーパーソルガムの種子の購入費用（当社負担分）	0.3 億円	平成 27 年 9 月頃
<u>本件 JV 運転資金（人件費及び土地の賃借料等）</u>	<u>0.4 億円</u>	<u>本件 JV 設立以後（平成 25 年 10 月～12 月）～平成 28 年 3 月</u>
<u>本件 JV によるバイオマス発電プラント建設費用（当社負担分約 5.1 億円）の一部（当社負担分の建設費用の残部は、本件 JV 又は当社による金融機関からの借入れによる充当、もしくは種子販売の収益等によって充当予定）</u>	<u>1 億円</u>	<u>平成 26 年 9 月～平成 28 年 3 月</u>
スーパーソルガム種子の購入費用（総額 12 億円のうち、当該資金調達より充当するもの）	6.1 億円	平成 25 年 9 月
スーパーソルガム種子の購入費用（総額 12 億円のうち、当該資金調達より充当するもの）	2.9 億円	平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月
株式会社日本ソルガムの株式取得の対価	5 億円	平成 25 年 8 月
合計	15.7 億円	—

(変更後)

使途の内容	支出予定金額	支出予定時期
当社運転資金	0.8 億円	平成 26 年 4 月
株式会社スーパーソル ガム運転資金	0.6 億円	平成 26 年 4 月
スーパーソルガムの種 子の購入費用 (当社負担 分)	0.3 億円	平成 27 年 9 月頃
スーパーソルガム種子 の購入費用(総額 12 億円 のうち、当該資金調達よ り充当するもの)	6.1 億円	平成 25 年 9 月
スーパーソルガム種子 の購入費用(総額 12 億円 のうち、当該資金調達よ り充当するもの)	2.9 億円	平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月
株式会社日本ソルガム の株式取得の対価	5 億円	平成 25 年 8 月
合計	15.7 億円	—

以上